

平成27年2月10日

35

株式会社ブライド・トゥー・ビー代理人

特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク東海
(非営利活動法人 あいち消費者被害防止ネットワーク)
理事長 杉浦市郎
(連絡先) 〒460-0002
名古屋市中区丸の内2-18-22
三博ビル8階
事務局長 外山孝司
TEL: 052-265-9258
FAX: 052-265-9259

差止請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人(NPO法人)です。

当法人は、貴職の平成25年10月31日付け回答書(修正案)に対し、平成26年5月29日、同年6月30日を回答期限として、株式会社ブライド・トゥ・ビー(以下、「Btb社」といいます。)が定型で利用している契約書(様式・ご披露宴成約申込規約 平成23年10月16日改訂版。以下「本契約書」といいます。)の修正案条項の見直し又は削除等を求めて再申入れを行いました。しかし、貴職からは、上記期限までに回答がなく、延期後の期限を過ぎてもなお回答がありません。

貴職が、今まで、当法人の再申入れに対し回答しないことからすると、Btb社は、現在も本契約書を使用していると考えられ、また同社には、任意に本契約書を改訂する意思が乏しいものと判断せざるを得ません。

そこで、当法人は、貴職に対し、Btb社に対する消費者契約法41条1項の請求

として、本差止請求書を送付します。本書が到達すべき時期から1週間を経過した後、当法人は、同社に対して消費者契約法が定める差止請求に係る訴えを提起することができます。つきましては、本差止請求書に対して、本書到達後1週間以内に文書にて対応をご回答下さい。

なお、既に本契約書の内容を変更されている場合には、変更後の契約書をご開示ください。

本差止請求書の内容、貴職の回答の有無・内容及び本請求以降の経緯・内容等については、特段のお申し入れのない限り、消費者被害発生防止の観点から、当法人のホームページその他適宜の方法により公表させていただきますので、ご了承ください。
敬具

第1 請求の要旨

- 1 当法人は、Btb社に対し、同社が、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、下記第7条に規定する取消料条項（注意書き部分を含む）を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。
- 2 当法人は、Btb社に対し、同社が、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、下記第8条に規定する取消料条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。
- 3 当法人は、Btb社に対し、同社が、消費者との間で、衣裳等のレンタル契約を締結するに際し、下記第9条に規定する取消料条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。
- 4 当法人は、Btb社に対し、同社が、消費者との間で、下記第20条に規定する条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。
- 5 当法人は、Btb社に対し、前記第1項乃至第4項記載の条項が記載された書面及び電子データを破棄することを求めます。
- 6 当法人は、Btb社が、同社従業員に対し、前記第1項乃至第4項記載の条項を含む契約の勧誘及び締結を行わないよう周知徹底することを求めます。

記

【挙式・ご披露宴成約申込規約 平成23年10月16日改訂版】

第7条 お客様によるお取消

すでにご契約をいただいた挙式・ご披露宴のお取消は、弊社に営業機会の喪失という損害が生じるため、お内金とは別に、下記のお取消料とそれまでに要した実費を申し受けます。実費総額にはお申し込みされた商品の全てが含まれます。

取消日がご披露宴当日より起算して ご披露宴予定日の180日前まで	お取消料 実費総額
179日前～150日前まで	実費総額と¥50,000
149日前～120日前まで	実費総額と¥100,000
119日前～90日前まで	実費総額と¥200,000
89日前～60日前まで	実費総額と¥300,000
59日前～30日前まで	実費総額と¥350,000
29日前～20日前まで	実費総額と¥400,000
19日前～10日前まで	概算見積金額の70%（最低金額¥500,000）

9日前～当日まで	概算見積金額全額
注) 商品によってはお取消時期に関わらずキャンセル料がかかる場合もあります	
注) ご契約後に挙式・ご披露宴の日時を延期された場合、そのキャンセル料は始めにご契約頂いた日時を基準とさせていただきます	

第8条 期日変更

すでにご契約をいただいた挙式・ご披露宴の期日を変更なされる場合、前項と同じく、弊社に営業機会の喪失という損害が生じるため、前項のお取消料とそれまでに要した実費を申し受けます。ただし、お内金は改められたご披露宴のお内金に移行させていただきます。

尚、期日変更可能期限は、ご変更申立日より1年3ヶ月以内とし、それを超える場合はお取消扱いと致します。

第9条 衣装の取消料

販売商品に関してはご契約から一週間がクーリングオフ期間となり、8日以降契約決定と致しまして業者へ発注致します。

クーリングオフ期間後販売商品はキャンセルできかねます。キャンセルの場合は商品の全額を申し受けます。

レンタル商品に関してクーリングオフ期間としてご契約日より一週間以内のキャンセルは無料とさせていただきます。8日以降契約決定となります。契約後のキャンセルは下記のお取消料を申し受けます。

取消日がご使用日より起算して	お取消料
ご契約後 8日以降～ご使用予定日の30日前まで	商品レンタル価格の 50%
29日前～挙式当日	商品レンタル価格全額

レンタル商品に関してのご契約後の衣裳の変更は可能となります。

レンタル商品におけるご使用中の紛失・汚損・その他事故を生じた場合は補償の実費総額を申し受けます。

第20条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟は、弊社本店の所在地を管轄する裁判所で行うこととさせていただきます。

第2 紛争の要点

1 請求の要旨1（第7条）について

（1）消費者契約法9条1号

消費者契約法9条1号は、解除に伴って生じる平均的な損害を超える損害賠償の予定又は違約金を定める条項は、その超える部分について無効と定めています。本契約書第7条（以下「第7条」といいます。）は、挙式披露宴実施契約の解除に伴う損害賠償の額を予定又は違約金を定める条項といえるため、解除の事由、時期等の区分に応じ、Btb社に生ずべき平均的損害の額を超えて消費者に取消料を負担させることとなる部分については無効となります。

（2）社団法人日本ブライダル事業振興協会モデル約款

第7条が有効か否かを判断するにあたっては、挙式・披露宴の取消によってBtb社に生じる平均的な損害をいくらと考えるかが問題となります。社団法人日本ブライダル事業振興協会モデル約款（以下、「モデル約款」といいます。）のキャンセル料規定が一つの指標となります。

そして、同約款は、挙式・披露宴のキャンセル料について、以下のとおり定めています。

期間	キャンセル料
申込日～365日前	申込金の25%または3万円のいずれか低い額まで
364日～180日前	申込金の50%まで及び印刷物等の実費
179日～150日前	申込金の全額及び印刷物等の実費
149日～120日前	お見積額（サービス料を除く）の10%まで及び印刷物等の実費
119日～90日前	お見積額（以下同じく、サービス料を除く）の20%まで及び印刷物等の実費
89日～60日前	お見積額の30%まで及び印刷物等の実費
59日～30日前	お見積額の40%まで及び印刷物等の実費
29日～10日前	お見積額の45%まで及び印刷物等の実費、並びにその他外注品等の解約料の額
9日～前日まで	お見積額の45%まで及び納品済み物品等の実費、並びにその他外注品等の解約料の額
当日	お見積額の全額

（3）第7条とモデル約款との比較

上記モデル約款と本契約書第7条を比較すると、同条は、当日を除く全ての期間について、モデル約款を上回る取消料を定めており、少なくとも、同条は、モデル約款を上回る取消料を定める部分について無効です（詳細については、平成25年8月26日付け差止請求書参照）。

また、当日の取消料についても、当日の取消により提供する必要のなくなった飲料類や役務等、他の消費者への転用が可能なものについてはBtb社に損害は生じませんから、当日の取消料を概算見積金額全額と規定する同条は、Btb社に生じる平均的な損害の額を上回っていることが明らかであり、同部分について無効といわざるを得ません。

（4）注意書き部分

加えて、同条注意書き部分及び本契約書第8条によれば、消費者が、契約後に挙式等を延期した場合、当初契約した挙式等の日時を基準とした取消料（内金は除く）を支払わなければなりませんが、延期の場合は、取消の場合と異なり、後日挙式・披露宴が開催される際にそのまま使用できる物品、役務が多いことから、取消の場合に比してBtb社に生じる平均的損害の額は小さいと考えられます。

したがって、延期の場合にも、取消の場合と同様（内金を除く）の取消料を規定する第7条注意書き部分は、消費者にBtb社に生じる平均的な損害額を超える取消料を負担させることとなる部分につき、無効というべきです。

（5）まとめ

以上より、当法人は、Btb社に対し、同社が、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、第7条に規定する取消料条項（注意書き部分を含む）を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。

2 請求の要旨2（第8条）について

（1）消費者契約法9条1号

本契約書第8条（以下「第8条」といいます。）は、挙式披露宴実施契約の期日変更（当初実施日における同契約の解除と変更後実施日における同契約の締結）に伴う損害賠償の額を予定又は違約金を定める条項といえるため、解除の事由、時期等の区分に応じ、Btb社に生ずべき平均的損害の額を超えて消費者にキャンセル料を負担させることとなる部分については、消費者契約法9条1号に反し、無効となります。

(2) 期日変更の場合と取消の場合との比較

第8条は、期日変更の場合と取消の場合の取消料を同額と定めていますが（尚、第7条のお取消料とそれまでに要した実費、という記載の趣旨が不明瞭です），期日変更の場合には、後日挙式披露宴が実施される際にそのまま使用できる物品、役務が多いいため、外注品の解約その他は必要なく、取消の場合に比してBtb社に生じる平均的損害の額は小さいと考えられます。

したがって、期日変更の場合にも、取消の場合と同額の取消料を定めている同条は、消費者にBtb社に生じる平均的な損害額を超える取消料を負担させることとなる部分について、無効です。

(3) まとめ

以上より、当法人は、Btb社に対し、同社が、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、第8条に規定する取消料条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。

3 請求の要旨3（第9条）について

(1) 消費者契約法9条1号

本契約書第9条（以下「第9条」といいます。）は、レンタル契約の解除に伴う損害賠償の額を予定又は違約金を定める条項といえるため、解除の事由、時期等の区分に応じ、Btb社に生ずべき平均的損害の額を超えて消費者に取消料を負担させることとなる部分については、消費者契約法9条1号に反し、無効となります。

(2) 第9条が無効であること

ア 契約後8日以降～使用予定日の30日前まで

第9条は、レンタル契約後8日以降～使用予定日の30日前までの取消料につき、商品レンタル価格の50%とする旨定めているため、例えば、消費者が使用予定日の半年以上前に取消をした場合、消費者は取消料として商品レンタル価格の50%を支払わなければなりません。

しかしながら、使用予定日の半年以上前に取消がされた場合には、Btb社には、他の消費者に当該レンタル商品を貸すことのできる営業機会が十分保障されており、Btb社の損害を観念する余地はありません。

また、仮に30日前の取消の場合であっても、補正の必要がない又は簡単な補正で足りるレンタル商品の場合には、他の消費者への営業機会の喪失に対する影響は極めて小さく、Btb社に商品レンタル価額の50%もの損害が生じるとは

考えられません。

したがって、いかなるレンタル商品についても、ご契約後 8 日以降～使用予定日の 30 日前までの取消料を、商品レンタル価格の 50%とする同条は、Btb 社に生じる平均的損害を超える部分につき、無効です。

イ 29 日前～挙式当日

第 9 条は、29 日前～挙式当日までの取消料につき、一律に商品レンタル価格全額としています。

しかしながら、前日までの取消であれば、他の消費者への転用可能性は十分にあり得る上、当日の取消の場合でも、着用していないために不要となる費用（クリーニング代等）もあり、Btb 社に商品レンタル価額全額の損害が生じるとは考えられません。

したがって、29 日前から挙式当日までの取消料を、レンタル商品価格全額とする同条は、Btb 社に生じる平均的損害を超える部分につき、無効です。

(3) まとめ

以上より、当法人は、Btb 社に対し、同社が、消費者との間で、衣裳等のレンタル契約を締結するに際し、第 9 条に規定する取消料条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。

4 請求の要旨 4（第 20 条）について

(1) 消費者契約法 10 条

消費者契約法 10 条は、民法商法その他の法律の規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものは無効と定めています。

(2) 第 20 条が無効であること

本契約書第 20 条（以下「第 20 条」といいます。）は、Btb 社と消費者との間の挙式披露宴実施契約又は衣裳等のレンタル契約等に関する訴訟は、Btb 社本店の所在地を管轄する裁判所で行うことと規定しています。

しかしながら、同条の文言からは、同訴訟について、Btb 社本店所在地を管轄する裁判所に管轄を限定する趣旨なのか、他の裁判所の管轄を排除しない趣旨なのか明らかではありません。

この点、仮に同条が、他の裁判所の管轄を排除するものだとすると、同条項は、消費者が他の裁判所で訴訟を提起できる場合を規定する民事訴訟法 5 条の場合に比して、消費者の権利を制限する条項といえます。

また、Btb社の様式・ご披露宴成約申込規約は、定型書式であり、消費者は同規約をそのまま受け入れなければBtb社と契約をできないと考えられること、Btb社は、資本金3000万円、売上高12億5000万円（2011年9月期）（Btb社HPによる）を誇る企業であり、個々の消費者とは、訴訟の理解度や情報量、経済力において比較にならないほど優位になっていることからすれば、第20条は信義則に反し、消費者の利益を一方的に害する条項といえます。

（3）まとめ

以上より、当法人は、Btb社に対し、Btb社が、消費者との間で、第20条に規定する条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。

5 請求の要旨5及び6について

消費者契約法は、適格消費者団体に対して、不当行為の停止を求める権限を付与しただけではなく、不当行為の停止または予防のために必要な措置をとることを求める権限も付与しています（消費者契約法12条）。

そこで、当法人は、Btb社に対し、請求の要旨第1項乃至第4項記載の条項を含む契約の締結を行わないことを求めるとともに、その予防措置として、同条項が記載された書面、電子データを破棄すること、並びに、Btb社従業員に対して、同条項を含む契約の勧誘・締結を行わないよう周知徹底させることを求めます。

第3 訴えを提起する裁判所 名古屋地方裁判所

以上

